

社会福祉法人 チェリー保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人の役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について、支給の基準を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう非常勤とは社会福祉法人（施設を除く）の業務等に従事する者で、所定で週2日以上勤務に該当しないものをいう。非常勤役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

3 報酬とは、法人と委任関係にある役員等へ職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事並びに評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費は、社会通念上必要な実費を支払うものとする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費は、社会通念上必要な実費を支払うものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表

- 1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。
- 3 交通費は、社会通念上必要な実費を支払うものとする

(出張旅費)

- 第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は社会通念上必要な実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

- 第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(支給方法と控除)

- 第8条 報酬及び交通費実費等は、各年度末に法人の財政状況を鑑みて、まとめて通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令により別段の定めがあるものは、これを控除して支払うことができる。

(改正)

- 第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

- この規程は平成29年2月1日より施行する。
- 平成29年12月16日改訂し施行、平成29年4月1日改訂施行する。
- 平成30年10月6日一部改訂し適用する。
- 令和2年11月1日より一部改訂し施行する

別表1 役員等の出席報酬等（日額）

名称	報酬等の額	交通費
理事会等の出席報酬	10,000 円+所得税預り分	実費
評議員会の出席報酬	10,000 円+所得税預り分	実費
評議員選任・解任委員会出席報酬	20,000 円+所得税預り分	実費

別表2 役員等の業務報酬等（日額）

名称	報酬等の額	交通費
理事長業務報酬（1日4時間未満）	10,000 円+所得税預り分	実費
評議員選任・解任委員業務報酬（1日4時間未満）	20,000 円+所得税預り分	実費
役員の業務報酬	10,000 円+所得税預り分	実費
評議員の業務報酬	10,000 円+所得税預り分	実費

別表3 出張旅費等（日額）

名称	報酬等の額	交通費
出張旅費	実費	実費
宿泊費	20,000 円以内の実費	実費
宿泊手当（報酬等）	5,000 円	実費